

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会

第2回輸送警備専門委員会
(書面開催)



書面議決日：令和6年3月28日（木）

目 次

委員名簿	．．．	1
議 事		
第 1 号議案		
わた SHIGA 輝く国スポ湖南省輸送交通業務実施要項（案）	．．．	2
第 2 号議案		
わた SHIGA 輝く国スポ湖南省消防防災・警備業務実施要項（案）	．．．	6
参考資料		
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会専門委員会規程	．．．	9
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省輸送・交通基本計画	．．．	12
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省消防防災・警備業務基本計画	．．．	14

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会
輸送警備専門委員会 委員名簿

令和6年2月1日現在
(順不同・敬称略)

委員長（1名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明

副委員長（1名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
警備・消防	滋賀県甲賀警察署	警備課長	内貴 義彦

委員（7名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
交通・インフラ関係	西日本旅客鉄道株式会社草津駅	駅長	高見 重光
警備・消防	湖南市消防団	団長	吉田 眞二
警備・消防	甲賀広域行政組合消防本部	消防次長兼危機管理課長事務取扱	菊田 和広
県関係	滋賀県甲賀土木事務所道路計画課	課長	三上 貴之
市関係	危機管理・防災課	課長	米津 知揮
市関係	都市政策課	課長	青木 寛

委員長1名、副委員長1名、委員7名

合計 9名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会 事務局員名簿

実行委員会	役職	氏名
事務局長	部長	竹内 範行
事務局次長	次長	今村 典生
事務局員	課長	吉永 恵子
	係長	中村 作正
	主任主事	田中 一樹
	主事	岩山 南美

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省輸送交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省輸送交通基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 競技役員、競技補助員
- イ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ウ 報道関係者、視察員
- エ 一般観覧者
- オ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、指定集合地、宿舎、指定下車駅、指定駐車場及びその他関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、それに係る料金は自己負担とする。公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。ただし、地域の交通事情を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって湖南省以外に所在する旅館等を宿舎として利用する役員等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

キ バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とし、それに係る料金は自己負担とする。ただし、市実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

市実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上バス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

ク 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、

適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

ケ 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して、公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、渋滞の原因となる路上駐車防止、自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

コ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 「わた SHIGA 輝く障スポ」における輸送交通業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和6年4月24日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ[®]湖南省消防防災・警備業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ[®]湖南省消防防災・警備業務基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ[®]湖南省実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める大会前及び大会期間中とする。

3 実施体制

（1）大会開催前

市実行委員会は、関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）大会開催期間中

競技会場に消防防災・警備業務の担当を配置し、必要に応じて関連施設の消防防災・警備業務を実施する。

4 消防防災業務

（1）基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 湖南省地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（2）実施内容

ア 大会開催前

（ア）大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

（イ）大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。

（ウ）消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

（エ）防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関すること。

（オ）大会関連施設での避難訓練に関すること。

(カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。

(キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会期間中

(ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。

(イ) 大会関連施設の救急救助に関すること。

(ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。

(エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関・団体等と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関・団体等と連携を図り実施する。

6 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地踏査の実施に関すること。

(ウ) 通信体制の確立に関すること。

(エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

(オ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。

(カ) 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。

(キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会期間中

(ア) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。

(イ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。

(ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。

(エ) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。

(オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関すること。

(カ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること。

(キ) 入退場者管理に関すること。

- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
 - (ケ) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
 - (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
 - (サ) 通信手段の確保、運用に関する事。
 - (シ) その他必要な警備業務に関する事。
- (3) 突発重大事案に係る対策
- 突発重大事案に係る対策については、関係機関・団体等と連携を図り実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 「わた SHIGA 輝く障スポ」における消防防災・警備業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和6年4月24日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 役員は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 専門委員の任期はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体又は機関等の役職を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第6条 委員長は専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は出席委員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、代理人に議決を委任した専門委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会が必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会会員」という。）を持って構成する。

3 第3条から第7条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中の「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは、「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月15日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 広報及び市民協働に関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 食品衛生及び環境衛生に関すること。 3 医事衛生に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送警備に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省輸送・交通基本計画

1 趣旨

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省開催推進総合計画」に掲げる輸送・交通基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省輸送・交通基本計画」を策定する。

2 目的

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、湖南省の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

3 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるように必要な措置を講じる。

（４）環境への配慮

大会期間中における環境への負担の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛を推奨する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省消防防災・警備業務基本計画

1 趣旨

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省開催推進総合計画」に掲げる消防防災・警備方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省消防防災・警備業務基本計画」を策定する。

2 目的

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務については、関係機関及び関係団体等との緊密な連携のもとに、大会に関係する全ての施設において、安全・安心かつ円滑な大会運営が行われるよう、万全を期することを目的とする。

3 内容

(1) 消防防災対策

競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。

大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

(2) 警備対策

競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な対策を講じる。

大会期間中には、警察、その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

湖南省地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

消防防災・警備業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。